

# Reconsideration on Research Method of Land Problem

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/9641">http://hdl.handle.net/2297/9641</a>

# 土地問題研究の方法的省察

——「コモンズ論」との関わりで——

奥田晴樹

Reconsideration on Research Method of Land Problem

Haruki OKUDA

## はじめに

曩に、一般向けの概説の形ではあるが、幕末維新期に淵源する、近代日本の土地問題について、概括的に卑見を述べた<sup>(1)</sup>。ここでは、その理論—方法的前提となる、近代における土地問題について、近年、人文・社会科学の諸領域を横断する形で論議が展開されている、「コモンズ」論との関わりに留意しつつ、若干的方法的省察を加え、近代日本の土地問題に関する理解の深化の一助としたい。

### 一 近代における土地問題研究と土地国有化論

#### (一) 土地国有化論の成立

人間の対外的な関係行為は、自然環境と人間の関係行為に、人間同士の関係行為が重畳する形で、「所有」と「利益」という二つの形態をとって現れるであろう。これを土地問題の地平で見るとらば、自然的存在である「大地」が、所有と利益という人間の関

係行為によつて、社会的存在である「土地」へと転化されるといふ結果を生ずる<sup>(2)</sup>。

近代における所有は、「個体的生命の集団的生存」という人間の存在様式のうち、「個体的生命」にその法源を求めた関係で、他の「個体的生命」による利益の排除を、その第一次的徴証とされている。したがって、ここでの所有の祖型は私的所有なのである。

しかしながら、私的所有による利益のあり方やその制限が、「個体的生命」の間の経済的格差を拡大し、その結果、人間の「集団的生存」を脅かすような事態を、「欲求の体系」とも理解される「市民社会」<sup>(3)</sup>において現出するに及んで、私的所有を揚棄しようとする構想が登場してくる。そして、近代における土地問題の理論的ないし歴史的な研究も、そこに、その発起の一端があると考えられる。

土地の私的所有を揚棄しようとする構想は、商品価値の第一次的な生成契機を、人間の自然環境への関係行為である「労働」に求める労働価値説の立場から、自然環境との即自的關係を断ち切れない労働対象である、土地の私的所有を自然環境の「独占」と

して不当視するところに淵源する。そして、私的所有は、市民社会の革命ないし改良によって、協同組合ないし国家による所有へと転化されねばならない、と考える向きが出てくる。しかし、協同組合による所有は、特定の複数私人による、私的所有の集团的変型と考えられ、国民全体による所有、つまり「国有」と比べた場合、その公的性格において劣ると見られる。そこで、より根源的な私的所有の揚棄は国有である、と観念されて行くこととなる。

A・スミスは、市民社会に対して最初に本格的な「経済学的解剖」(4)を試みた『国富論』の中で、こう指摘している(5)。

土地の使用にたいして支払われる価格と考えられる地代は、当然に、独占価格である。それは地主が土地の改良に投下したかもしれないものにも、彼が取得しうるものにもまったく比例しないで、農業者が支払いうるものに比例する。

D・リカードウは、労働価値説に立つスミスが「地代」独占価格」説を唱えていることの理論的矛盾に気付き、その名著『経済学および課税の原理』第二章「地代について」において、次のように述べている(6)。

一国の最初の定住のさいに、豊饒肥沃な土地が豊富に存在し、現在人口の維持にはそのごく小さな割合しか耕作する必要がないか、あるいはその人口が支配しうる資本では実際ごく小さな割合しか耕作しえないとすれば、地代は存在しないだろう。なぜなら、未専有の、したがってまた、その耕作を望む者なら誰でも自由にできる豊富な分量の土地が存在する場合には、誰も土地の使用に対して支払わないだろうからである。通常の需要供給原理にもとづいて、地代はこういう土地に対しては支払われるはずがない。その理由は、空気や水、その他無限に存在する自然の贈物の使用に対しては、なぜ何物も与えられないのかについて述べられたのと同じである。(中

略) もしもすべての土地が同じ性質をもち、量が無限、質が均一ならば、位置が特別の利点をもたないかぎり、その使用に対しては何らの料金請求もおこなわれるはずがない。そうだとすれば、土地の使用に対して地代がつねに支払われるのは、もっぱらその量が無限でなく、質が均一でないからであり、人口の増加につれて、質が劣悪であるか、位置が不便な土地が、耕作されるようになるからである。社会の進歩につれて、第二等の肥沃度の土地が耕作されるようになると、地代は直ちに第一等地に始まる。そしてその地代の額は、これら二つの土地部分の質の差異に依存するであろう。

K・マルクスは、後に『資本論——経済学批判——』(以下、『資本論』と省略)として公刊されることとなる著作の草稿の一つ(「一八六一—六三年草稿」)において、このリカードウの所説に注目して、自身の地代論を組み立てていった。マルクスは、地代を、土地の占有に発する「絶対地代」と、土地の豊度の差異に発する「差額地代」に分け、リカードウの地代論を「絶対地代の問題を捨象する」(7)理論であるとか、「絶対地代は存在せず、ただ差額地代だけが存在するという理論」(8)などと特徴づけた。そして、リカードウの所説が「地代が土地から生ずるのではなく、農業の生産物から、つまり労働から、たとえば小麦という労働生産物の価格から、生ずるといふ」「地代の正しい理解」(9)から出発していたとしつつも、「土地所有が存在していて、資本主義的生産は、自分自身から発生したのではなくて自分よりも前から存在している土地所有という前提のもとで自分の進路を切り開く」(10)いたと

いう「事実」を見落としたために「絶対地代」の存在を否定してしまつた、と指摘している。

こうしたリカードウの所説は、彼のエピゴーネンたちの間に、土地所有と地代を資本主義の発展にとって障害視、さらにはそれ

自体を不当視し、土地国有化を主張する見解を生じて行く。わが国では、福沢諭吉に、その障害—不当視を前提とし、土地国有化を理想視する見解の嚆矢を見出すことは、夙に指摘したところである<sup>(11)</sup>。

## (二) 土地国有化の実現

一九〇五年の第一次ロシア革命の後、N・レーニンは、ロシア社会民主党の農業綱領の見直しに取りかかり、後年『一九〇五—一九〇七年の第一次ロシア革命における社会民主党の農業綱領』(以下、『農業綱領』と省略)として再刊される著作を一九〇八年に上梓している。そこで、レーニンは、土地国有化を農業綱領の基本に据えることを主張している。その根拠は、①農民の間にある(とレーニンが看做した)土地国有化の「要求」とともに、②リカードウの「絶対地代」否定論と、それへのマルクスの肯定的評価という「理論」だった。

かねて、K・カウツキーが前出のマルクスの草稿の一部を編集して『剰余価値学説史』として出版しつつあったが、折しも一九〇五年に前引の部分を含むその第二巻が公刊されていた。レーニンは早速それを引いて、「土地所有関係の見地から見た、農業におけるブルジョア的変革の諸条件については、マルクスが『剰余価値学説史』の最近出た巻(中略)できわめて明快に述べている。」<sup>(12)</sup>と指摘した上で、マルクスの地代論を次のように整理している<sup>(13)</sup>。

マルクスの理論は地代を二つの種類に分ける。すなわち、差額地代と絶対地代とである。差額地代は、土地の有限性の結果であり、土地が資本主義的経営によって占有されていることとの結果であって、そのばあい土地の私有が存在するかどうか、土地所有の形態がどのようなものであるかということとは、

まったく関係ない。(中略)

差額地代は、資本主義的農業のもとでは、たとえ土地の私有が完全に廃止されても、不可避免的に形成される。土地所有があるばあいには、この地代は土地所有者が受けとる。なぜなら、資本の競争によって、農業企業家(借地農業者)は、資本の平均利潤で満足することをよぎなくされるからである。土地の私有が廃止されたばあいには、この地代は国家が受けとる。資本主義的生産様式が存在するかぎり、この地代をなくすることはできない。

絶対地代は土地の私有から生じる。この地代には独占の要素、独占価格の要素がある。土地の私有は自由競争を妨げ、利潤の平均化を妨げ、農業企業と非農業企業との平均的な利潤が形成されるのを妨げる。(中略)

このように、差額地代は、あらゆる資本主義的農業に不可避免的に固有なものである。絶対地代は、あらゆる資本主義的農業に固有なものではなく、土地の私有があるばあいだけ、歴史的につくりだされた農業の立ちおくれ、独占によって固定化される立ちおくれがあるばあいだけにかぎられる。

こうしたマルクス地代論の整理に立つて、レーニンは、「資本主義の下で土地国有化」の問題を次のように定式化している<sup>(14)</sup>。

このように、資本主義社会における土地国有の問題は、本質的に異なる二つの部分にわけられる。すなわち、差額地代の問題と絶対地代の問題とである。国有化は、前者の領有者をかえ、後者の存在そのものをくつがえす。したがって国有化は、一方では、資本主義の範囲内での部分的改良(剰余価値の一部の領有者の変動)であり、他方では、一般に資本主義の発展を妨げている独占の廃止である。

「資本主義の下で土地国有化」は、①「絶対地代」を廃止する

という点では、資本主義の発展を阻害する「独占」の除去を意味し、②「差額地代」の取得者を国家に変更するという点では、資本主義の部分的改良をもたらす、というのである。②の場合、「差額地代」の取得者となった国家は、その権力を労働者と農民が掌握している、レーニンの言う「プロレタリアートと農民の革命的民主主義的独裁」<sup>(15)</sup>下のそれであることは勿論である。

さらに、レーニンは、土地国有化の範囲を部分的なものではなく、全面的なものとすべきだと説く<sup>(16)</sup>。

ロシアに真に自由な農業企業家的経営をうちたてるためには、すべての土地——地主の土地も分与地も——の「仕切りを撤去し」なければならぬ。すべての中世土地所有をうちこわし、ありとあらゆる土地を自由な土地のうえの自由な経営主のまゝに平等にしなければならぬ。土地の交換、移住、地所の分合、さびついたチャグロの共同体にかわる自由な新しい協同組合の創設などを、できるかぎり最大限に容易にしなければならぬ。すべての土地から中世的がらくたを「一掃」しなければならぬ。

この経済的必要を表現しているのが、農村における農奴制的秩序との完全な決裂としての、土地の国有、土地私有の廃止、あらゆる土地の国家への所有の移転である。

このレーニンの著作は、印刷直後に官憲によって没収され、陽の目を見ることはなかった。巻末部分を欠失した形で一部のみ残存していたものを、レーニンが欠失部分を書き足し、一九一七年九月二八日（露暦）付の「あとがき」を付して再刊したのである<sup>(17)</sup>。一〇月革命の一ヶ月前に、実質的な初刊をみた、というのがこの『農業綱領』なのである。再刊の際、レーニンは、第一次世界大戦下でのロシア民衆の窮迫、二月革命以後の政治的・社会的経済的混乱をふまえ、本書で展開した「土地の全面的国有化」の

主張に、「あとがき」で次のように新たな意義を付したのである<sup>(18)</sup>。  
戦争は交戦諸国に前代未聞の惨禍をもたらしたが、同時にそれは、資本主義の発展を大いに促進して、独占資本主義を国家独占資本主義に転化させた。その結果、プロレタリアートも、革命的小ブルジョア民主主義派も、資本主義の枠のなかにとどまってはいらなくなつた。

生活はすでにこの枠をはるかに越え、全国的規模での生産と分配との調整、全般的労働義務、強制的シンジケート化（企業連合への統合）等々を日程にのぼせた。

このような事態のもとでは、農業綱領における土地国有は、不可避免的に、ちがった評価をうけるようになる。すなわち——土地国有は、たんにブルジョア革命の「最後の言葉」であるだけではなくて、社会主義への一歩でもある。このような一歩をふみ出すことなしには、戦争の惨禍とたたかうことはできない。

「土地の全面的国有化」の意義は、資本主義の枠内でその障害となる「独占」を除去し、その部分的改良を実現するに止まらず、いまや社会主義への第一歩ともなった、というのである。実際、レーニンがこの「あとがき」の末尾で参照を求めている、二月革命後の革命運動の方針を論じた彼の論文「わが国におけるプロレタリアートの任務（プロレタリア党の政綱草案）」（以下、「任務」論文と省略）では、「われわれは、すべての土地の国有化を、すなわち、国家内のすべての土地を中央国家権力の所有にうつすことを、要求しなければならない。」<sup>(19)</sup>と主張されている。

この「任務」論文は、一九一七年五月二八日（露暦）付の「あとがき」が付されているが、同年九月に単行の小冊子として発表されている。つまり、『農業綱領』の再刊と同月、それに先だつて公刊にされたものである。さすれば、陽の目を見ることのない

かった『農業綱領』を引っ張り出してきて、この時点で実質的に初刊した、レーニンの狙いも想像がつくだろう。すなわち、『農業綱領』によって、「任務」論文で再提起した「土地の全面的国有化」の主張を、理論的に基礎づけ、政策的に解説する、という狙いである。

レーニンの「土地の全面的国有化」の主張は、一〇月革命勃発の翌日(露暦一〇月二六日)に出された「土地についての布告」の第一条での「地主的土地所有はいっさいの買取金なしにただちに廃止される。」となって、その第一段の実現をみたが、まだここでは第五条で「普通の農民と普通のカザツクの土地は没収されない。」とされ<sup>(20)</sup>、「土地の全面的国有化」が実現されてはいなかった。

しかし、翌一九一八年一月一七日(露暦)に発表された「勤労被搾取人民の権利の宣言」の第二章第一条で「土地の私有を廃止する。いっさいの土地を、すべての建物、農具、その他農業生産用の付属物とともに、全勤労人民の財産と宣言する。」<sup>(21)</sup>とされる。そして、この「宣言」の採択を拒んだことも理由の一つとされて憲法制定議会が解散され<sup>(22)</sup>、「土地の全面的国有化」はソビエト国家の基本原則の一つとして確定したのである。

### (三) マルクスの土地国有化論

レーニンの『農業綱領』は、マルクス地代論の解説として、またその理論的帰結たる土地国有化論の古典として、後々長く影響を及ぼして今日に至っている。しかし、前引の草稿の部分に限ってみれば、マルクスは、そこでリカードウの地代論に彼の「絶対地代」が欠けていることを指摘してはいるものの、そこから直ちに「資本主義の下での土地国有化」という主張を組み立てているわけではない。では、一体、マルクスにとって、土地国有化とは

どのような理論的位相を有するものだろうか。

マルクスは、一八七二年三―四月に「土地の国有化について」(以下、「土地国有化」論文と省略)と題する小論を執筆し、同年六月に刊行された『ジ・インタナショナル・ヘラルド』誌(第一号)に発表している。

この時期のマルクスは、一年前の一九七一年三―五月に起こったパリ・コミューンとその壊滅後の第一インターナショナルの内紛への対応に忙殺される一方、一八六七年九月に刊行された『資本論』第一巻を見直す作業に取りかかっていた。すなわち、そのロシア語訳の作業に種々助言するとともに、フランス語版やドイツ語第二版の刊行の準備を進めていた。さらに、断続的にはあったが、第二巻以降の内容に関わる研究も行なっていた。しかし、この時期に、「一八六一―六三年草稿」に見られる地代論を再検討するような研究がなされた形跡はない<sup>(23)</sup>。したがって、この「土地国有化」論文での所論が前引の地代論を前提にしたものであると見て間違いなからう。

論文の冒頭で、マルクスは、土地私有の本質を次のように指摘する<sup>(24)</sup>。

土地私有制の擁護者たち——法律家や哲学者や経済学者たち——がもちだしている論拠をここですべて検討するつもりはないが、第一に、彼らが「自然権」という偽装のかけに征服という本源的な事実をつつみかくしていることだけを、指摘しておこう。(中略)

歴史が経過するうちに、征服者は、暴力に由来する自分たちの本源的な権原に、自分で制定した法律を手段としてある種の社会的確認をあたえようと試みる。最後に哲学者がやってきて、これらの法律は社会の普遍的合意を表示する、と宣言する。

ここでは、土地私有の歴史的淵源が「征服」という「暴力」に求められ、これが後年に至って社会契約論に立つ「自然権」へと昇華されたとする。そこで、その廃止もそのルールに従えばよい、という主張になる<sup>(25)</sup>。

征服が少数者の自然権を構成したのだとすれば、多数者は、自分たちから取り上げられたものを奪いかえず自然権を獲得するためには、十分な力を集めさせればよい、ということになる。

(中略) 土地の私有が実際にそのような普遍的合意に基礎をおくものとすれば、社会の多数者がそれを是認するのを拒んだ瞬間から、それが消滅するということは、明白である。

土地私有の廃止は既存の法秩序の下でも多数者の合意があれば可能だ、というここでの主張は、第一インターナショナルの内紛との関わりがその背景にあると見てよからう。内紛は、直截的には少数者革命論をとるバクーニン主義者との組織の主導権争いだったが、その中でマルクスたちは多数者革命論の見地を明確なものとして行く<sup>(26)</sup>。ここでの議論にもそうした観点が投影されていると言えよう。

では、一体、土地私有の廃止を要求する多数者の意思形成は、どのような社会的条件の下で可能となるのだろうか。マルクスはそれを「社会的必要」に求めている<sup>(27)</sup>。

しかし、いわゆる所有「権」はさておいて、社会の経済的發展、人口の増加と集中、農業に集団的な組織的労働や機械や同様の発明を応用する必要によって、土地の国有化が「社会的必要」となるのであって、これにたいしては、所有権についての千言万句もなんの役にもたないであろうことを、われわれは確言する。

こうした「社会的必要」は生産力発展の要請に由来するもので、

小規模な農業経営ではいずれそうした要請に対応できなくなる、と予想する<sup>(28)</sup>。

われわれに必要なことは、生産が日々に増大していくことである。少数の個人が、その気まぐれや私利にしたがつて生産を規制したり、無知なやり方で土地の地力を枯渇させたりすることを許したのでは、この生産の要請をみたすことはできない。灌漑、排水、蒸気ブラウの使用、化学的処置などあらゆる近代的方法が、結局は農業に応用させなければならぬ。しかし、われわれのもっている科学的知識、われわれが支配している機械その他のような農業技術手段は、土地の一部を大規模に耕作しないかぎり、けっして有効に適用することはできない。

大規模な耕作は、——生産者自身をたんなる役畜の地位におとし入れる現代の資本主義的な形態のもとでさえ——小規模な零細地の耕作にくらべて、はるかにすぐれた成績をあげることができるとすれば、それを全国的な規模で適用した場合には、かならずや生産に巨大な刺激をあたえずにおくであろうか？

生産力の発展が、経営規模の拡大と結びついた形で、土地私有の廃止を「社会的必要」とする、というのである<sup>(29)</sup>。そして、こうした土地私有の廃止は、土地国有化として実現される、と説かれている<sup>(30)</sup>。

一方では住民の欲望がたえまなく増大していること、他方では農産物価格がたえず高騰をつづけていることは、土地の国有化が「社会的必要」になったことを、反駁の余地のないまでに証明している。

問題は、こうした土地国有化が資本主義の下でも可能なのか、可能だとしても望ましい結果をもたらすものなのか、である。レール

ニンは、可能であり、それが農業生産力を解放して、飛躍的に発展させると、『農業綱領』の中で次のように説いている<sup>(31)</sup>。

土地私有の廃止こそは、ブルジョア社会で可能なかぎりの最大限のものであり、そして、農業へ自由に資本をもちいるのを妨げ、資本が一つの生産部門から他の生産部門へと自由に移動するのを妨げるいっさいの障壁を除去することである。

資本主義の発展の自由、広さ、速さ、階級闘争の完全な自由、農業を「苦汗」産業に似たものにしていくいっさいのよけいな仲介者の消滅——これこそが、資本主義的生産のもとの土地国有なのである。

これに対して、マルクスはどう考えていたか。彼は、土地国有化の可能性をめぐり、フランスについて、イギリスと比較して、次のように論じている<sup>(32)</sup>。

フランスがしばしばひきあいにだされる。しかし、農民的所有をもつフランスは、地主制度 [landlordism] をもつイギリスよりも、土地の国有化からはるかに遠いのである。なるほどフランスでは、だれでも購買する力のある者は、土地を手に入れることができる。しかし、土地が入容易だという、まさにこの事情が、土地の小地片への分割をもたらし、資本が乏しく、主として自分自身と、さらに自分の家族との肉体労働にたよらざるをえない人々がそれを耕すという結果をもたらしたのである。土地所有のこの形態と、その必然的な結果としての小地片の耕作とは、現代の農業上の改良の応用をまったく不可能にしているだけでなく、同時に耕作者自身を、いっさいの社会的進歩にたいする、とりわけ土地の国有化にたいする最も断固たる敵に変えている。

(中略) このように農民的所有は「土地の国有化」にたいする最大の障害であるから、フランスは、その現状においては、

この大問題の解決〔の手がかり〕をもとめるべき国でないことではないことは確かである。

フランスは、地主的土地所有が支配しているイギリスよりも、土地の自由な売買が可能であり、小規模な農民的土地所有が展開して、その家族経営が農業の改良を妨げるために、土地国有化の可能性は低い、というのである。つまり、マルクスにとって、土地国有化は、農業生産力の飛躍的發展という「社会的必要」に依る手段だから、固有化された土地が分割されて小規模な家族経営の利益に供されるのでは意味がないのである。彼は次のように述べている<sup>(33)</sup>。

中間階級〔ブルジョア〕政府のもとで土地を国有化し、そしてこの土地を小割地として個人や労働者の団体に貸しつけることは、彼ら相互のあいだに猛烈な競争をひきおこし、したがってまた「地代」のある程度の上昇をまねき、こうして生産者を食いものにする新しい便宜を横領者に提供することにはかならないであろう。

マルクスは、資本主義の下での土地国有化自体を否定はしないが、それを小規模に分割して、個人ないし「労働者の団体」(つまり協同組合) に利益させることには明確に反対している。レーニンの場合は、前述したように、農業企業家による資本主義的な大規模経営への国有地の貸付を専ら想定しているので、こうしたケースは問題にはなり得ない。レーニンが想定しているのは、農業企業家によって国有地の私的土所有への再分割要求が出されてくることである<sup>(34)</sup>。

マルクスが考えている国有化された土地の経営とは、「耕作が国民の管理のもとに、国民の費用で、国民の利益のためにおこなわれるようになる」<sup>(35)</sup> ことだった。具体的には、農業労働者の協同組合による大規模経営であり、それは資本主義の廃止へと結



果するという(36)。

協同組合に結合した農業労働者の手に土地を渡すということは、生産者のうちのただ一つの階級だけに全社会を引き渡すことにほかならないであろう。土地の国有化は、労資の關係に完全な変化をひきおこすであろうし、結局は、工業であるうと農業であろうと、資本主義的生産を完全に廃止するであろう。

資本主義の廃止は、マルクスが目指す、社会の根本的な変革をもたらずと考えられている(37)。

そうなったときにはじめて、階級差異と特権とは、それを生みだした経済的土台といっしょに消滅し、社会は一つの自由な「生産者」の協同組合に変わるであろう。他人の労働で暮らしていくようなことは、過去の事柄となるであろう！そこには、社会そのものと区別された政府も国家も、もはや存在しないであろう！

農業、鉱業、製造業、一言でいえばすべての生産部門は、しだいに最も効果的な形態に組織されて行くであろう。生産手段の国民的集中は、合理的な共同計画に従って意識的に行動する、自由で平等な生産者たちの諸協同組合からなる一社会の自然的基礎となるであろう。

土地国有化を突破口とした「生産手段の国民的集中」と、諸協同組合によるそれらの用益の国民的共同計画の下への統合が、新しい社会の経済的土台をなす、とマルクスは考えていたと言えよう。

#### (四) 土地国有化の現実

マルクスの「新社会」構想では、「生産手段の国民的集中」と、

国民によるその計画的用益という、二つの契機が一对の關係におかれていた。所有と用益の二契機を、新社会成立の不可分な条件として捉える、マルクスの眼差しはなるほど周到ではある。しかし、「土地国有化」論文でのマルクスの主要な関心は、彼が「新社会」の実現にとつて、いわば必要条件、入口と考えていた、所有の問題に向けられていた。

しかし、「新社会」を真に「新社会」たらしめるかどうかの鍵は、用益の問題、そのあり方如何だろう。①「自由で平等な生産者たちの諸協同組合」という主体が、②「合理的な共同計画」に従って意識的に行動する」という機能をはたすためには、何が必要なのか。

「合理的な共同計画」は、誰が立てるのか。「共同計画」は、どう立てれば、「合理的な」ものとなるのか。そもそも、何が「合理的な」のか。マルクス論文の文脈では、それは「生産が日々増大していく」ことなのだと思われるが、人類の地球的規模での生存条件との調和という問題が、その場合、視野に入っていたのだろうか。

一方、「自由で平等な生産者たちの諸協同組合」なるものは、一体どうすれば形成し得るのか。また、彼らは、「合理的な共同計画」の立案にどう参画し、この「計画」をどのような手続きを経て合意していくのか。けだし、「自由で平等な」人間たちが、合意もしていない「計画」に従って意識的に行動する「はずはなからう」。

「新社会」の実現にとつて最も肝心な、これらの一連の問題群についての言及は、このマルクス論文には見られない。

土地や工場などの生産手段の国有化が実施されたロシア革命では、その用益のあり方について、マルクスのように沈黙して済ましているわけにはいかなかった。革命の初期に、国有化された経営を、その内部から労働者がコントロールしていくシステムと

して、「労働者統制」の構想が存在したことは夙に知られている<sup>(38)</sup>。「労働者統制」の構想は、都市の大工業経営を対象としたものであり、農業労働者の集積が極めて不十分な、農村の小規模な農業経営は、その対象とはなり得なかった。しかも、この小規模経営が農業の支配的な形態であった。レーニンは、一九〇三年三月に執筆し、同年五月に出版した農民向けの宣伝パンフレットの一節で、次のように述べている<sup>(39)</sup>。

馬をもたない農民は三〇〇万人をくだらないし、馬一頭の農民は三五〇万人いる。これらのものはみな、まったく零落した農民か無産農民である。われわれは彼らのことを貧農と呼ぶ。彼らの数は、農民総数一千万のうち六五〇万である。すなわち、ほとんど三分の二を占めているのだ！

こうした小規模経営中心の農村の状況が、ロシア革命の時点で大きく変化していたとは考えられない<sup>(40)</sup>。

レーニンは、「貧農」の多くがなんらかの雇用関係に入り賃労働によって生計を成立なし補充せしめている実態を指摘し、「馬をもたない農民」を「農村プロレタリア」、「馬一頭の農民」を「半プロレタリア」と捉えている<sup>(41)</sup>。ロシア革命の実際の過程では、こうした「貧農」に耕作する土地が分け与えられたわけで、彼らを農業労働者として雇用していた、比較的規模の大きい農業経営者への土地分与が優先された形跡は認め難い。したがって、大規模な農業経営を中核とする「労働者統制」を農村に導入する余地は、当初から存在しなかった。また、その論理的可能性を内包すると思われる新経済政策（ネツプ）の時期も短期間で終焉し、農民の「集団化」が「土地国有制」を大前提として、多大な犠牲を伴いつつ強制されている。

結局のところ、ソビエト国家の下では、「生産手段の国有化」なるものは、新しい社会の経済的土台を創り出すどころか、官僚が

作成した計画の実現を優先・強制するための、政治理論的かつ法的な根拠としかなり得なかった。むしろ、それは、「労働者統制」の官僚統制への転回を糊塗するものだった、と言ってよからう。

M・ヴェーバーは、一九一九年一月に行なった講演の記録の中で、ロシアの「一〇月革命やドイツの「一月革命」に関して、革命による国家権力の「収奪」が成功したからといって、「だから革命の前途は明るい、資本主義的経済経営内部での収奪の方も大丈夫だ、本当にいえるかどうか、これは別問題である。」<sup>(42)</sup>と指摘し、ロシアでは「国家と経済の運転休止をくいとめるため、いったんブルジョア的階級制度として打倒したものを、やがて残らず受け入れ、かつての秘密警察官まで再び国家権力の主要機関として使っている」<sup>(43)</sup>ことをその証左として挙げている。

このように、ヴェーバーが、国家権力や「所有」は「収奪」し得ても、官僚機構や「経営」は「収奪」し得るのか、という問題提起を、一九一九年一月の時点で行なっているのは、けだし慧眼と言ふべきだろう<sup>(44)</sup>。

## 二 土地問題研究をめぐる二つの視点と「コモンズ」論

### (一) 土地問題研究の方法的反省

近代における土地問題を、土地国有化という形で、すぐれて法的概念である土地所有の次元に解決の鍵を見出そうとする試みは、前述したように、ロシア革命に関する限り、成功しなかった、と見てよからう。しかし、この蹉跌の経験が、ヴェーバーが提起した問題をよく噛み締めて、土地問題の研究に専ら「所有」のサイドからアプローチしてきたことに反省を加える方向へと、直ちに結びついていったわけではなかった。

そこに至るには、ソ連・東欧圏の崩壊、中国・ベトナムでの市場経済導入など、一九八〇年代末以降の一連の経緯を関することが必要だったと思われる。そもそも蹉跌したことすら認めようとしていない向きさえあったほどだったが、ソ連・東欧圏では「土地Ⅱ国有制」がそれを原理の一つとした国家とともに消滅してしまつた。中国では、用益の実態において、実質的に私的土地所有の下でのそれへと、限りなく接近させる方向で土地法制が改正され、「土地Ⅱ国有制」が名目化しつつある。土地国有化が土地問題の解決にとって決定的手段たり得ないことは、もはや疑問の余地はあるまい。

さらに、これらの動きと相前後して、土地問題が、社会的富の配分との関わりに止まらず、人類の生存環境との関係においても考察され始めている。その中で、後述するコモンズ論が提起され、土地問題を「所有」ではなく、「用益」の視点から捉え直そうという研究動向が起こってくるのである。

かくして、二〇世紀と二一世紀という二つの世紀を挟んで、土地問題研究に方法的反省の気運が生じ、その研究をめぐり、「所有」と「用益」という二つの視点が交錯しつつある、と言えよう。ここでの考察も、そうした研究状況に対して方法上の一石を投ぜんとする試みである。

## (二) 所有アプローチの陥穽

そもそも土地法制の淵源を考えると、現実特定の地所の「用益」をめぐる紛争が生じ、それを収束させる裁定法の整備が求められたことに、それは発すると思われる。すなわち、同一地所について、用益上の対抗者を排除する基準を明示する法制が、判例や立法の形をとって形成された、と考えられる。

その場合、特定の地所を用益するためには、あらかじめ用益上

の対抗者を排除した状態、つまりそれが「占取」されている状態が前提となる、との発想から出発することとなる。そこから、「占取」している者の法的権能を、その強度と性質によって類別する「占有」ないし「保有」や、「所有」といった法的概念が構築されていったのである(45)。実はここに、土地所有をはじめとする、近代的所有権法の立法構制の陥穽があると言えよう。

用益をめぐる紛争の究極的原因は、同一地所の個別的用益を求める意思の対立にあり、それを裁定することが、土地所有権立法の発生的起点となり、法理的前提となっている。したがって、先ず以って個別的用益の法的保障として個人の所有権が確立される。その場合、個人による自己の人身に対する所有とその作用としての労働に法理構成の起点、法源が求められる(46)。この労働所有説は、古典派経済学のスミスやリカードらの労働価値説と同一の発想、すなわち原子論的個人—社会観(47)に立っていることは、多言を要しまい(48)。

個人の所有と労働から出発して、個人所有の集合として「共有」が、また個人労働、すなわち個別的用益の集合として集団的用益が、法的に構成されていく。そして、所有と用益の主体が人間集団である場合も、個人に擬えて、その人間集団は「法人」とされる。さらに、その反射として、個人も「自然人」なる法的概念で捉えられるようになる。

しかし、地所の用益をその実存に即して見ていくならば、集団的用益や、それと個別的用益とが結合した形態は、近代以前の時期にはさまざまな様相を呈しているし、その一部は近代化の波を潜り抜けて残存している。近代日本でも、割地や入会といった土地慣行、また水利慣行などに、それを認めることができよう。個人所有と個別的用益を起点とする法理では、こうした実態を掴みきれないのではないかという疑問が、当然ながら生じて来る。

### （三）「総有」論の成立と問題点

近代に残存した集団的用途の諸形態をどう所有の法的範疇へと反映させていくか、という問題に本格的に取り組んだのは、周知のように、オットー・ギルケらに領導されたドイツの法学界だった。個人所有と個別的用途を起点とする法理を「ローマ法」原理とし、それで掴みきれない実態を法的に捉える「ゲルマン法」原理を定立しようとしたのである（49）。

近世日本の土地用途と、近代以後におけるその一部残存という実態な追究をふまえ、「ゲルマン法」理論を適用しての、その法制的理解を試みたのは中田薫である。中田は、明治三七年（一九〇四）に、越後国における事例の実地調査報告の形で、近世の割地慣行への注意を先駆的に喚起した（50）。そして、割地や入会などの土地慣行の主体を近世以来の村と見て、それを「ゲルマン法」理論に登場する「複多的単一体」をなす「実在的総合人」とした（51）。

こうした中田所説を所有権法理論史の面から基礎づけたのは石田文次郎である。石田は、ドイツ法学界における「総有」権の法理論史的考察を展開し、「総有」権理論が近世日本の入会慣行理に適用可能であると示した（52）。

こうした議論の経緯をふまえて、昭和十二年（一九三七）に刊行された『岩波法律学小辞典』では、「総有」は次のように説明されている（53）。

多人数が共同団体を構成して物を共同に所有するに当り、その物の管理・処分等の権限は共同団体自体に属し、その物を使用・収益する権能は各団体員個々に分属するといふ状態。民法が共同所有の普通の状態とする共有と比較すると、共有に於けるが如く各人は持分なるものを有せず、又分割請求権

を持たない。共有では一箇の所有権が分量的に多人数に分れるに反し、総有では一箇の所有権が質的に分れ、管理的な権能が団体に、収益的な権能が各員にと分属する。共有に於ては共同所有者間に団体的な結合関係なきに反し、総有に於てはこれがその本体となる（「総合人」を見よ）。即ち各員はこの結合団体の一員たる資格を取得することによって一面的目的物の管理に参画し、他面独立に収益する権能を取得し、この資格を喪ふことによつてこれ等の権能を当然に喪失する。而してその団体員たる資格の得喪、団体としての管理処分等の要件方法、団体員としての収益権の態容等は何れもこの団体を規律する規範によつて定まる。畢竟共有が個人主義的な共同所有形態なるに對し、総有は団体主義的なそれだといひ得る。総有の典型的なものはゲルマンの村落団体の山林原野に對する共同所有だったと称せられるが、近世の個人主義的な所有権概念の確立と共にドイツに於てもその存在の影が薄くなった。我国に於ても徳川時代から明治初年までの村落団体の共同所有は正に総有だったと称せられるけれども、明治の新法律思想の導入により、一面部落団体が法人格を与へられ、他面所有権は法人の個人所有から然らずんば数人の共有とされたので、総有観念は貶却せられるに至った。然し農山漁村社会の実際には今日なほこの総有の残存するものあることを主張する学者が漸次多きを加へ、殊に民法の入会権は総有に於ける各員の収益権を中心として観念せられた観念に他ならないとする論者が多くなった。かくして総有は解釈論としても立法論としても重大な問題とされて居る。

これによれば、「総有」とは、①共同体による分割不能な所有の形態である、②共同体成員にのみ用途の権能が付与される、③用途のあり方は共同体の規制を受ける、という法的性格を有し、日

本でも近代以後の入会慣行の法の本質をなすと考える法学者が増えつつあるという。

中田所説に対しては、戦時中に、戒能通孝が近世に由来する住民組織<sup>(54)</sup>の法的性格を「実在的総合人」と捉えることに疑義を呈している<sup>(55)</sup>。戒能の批判は、住民組織の共有財産<sup>(56)</sup>が町村制町村<sup>(57)</sup>へと統合されている事例という、近代以後におけるその変質に関わる現象を根拠としている。そうした近代の変質のみならず、近世の村を「実在的総合人」と捉えることの妥当性が、そもそも吟味されねばなるまい<sup>(58)</sup>。

加賀藩領―石川県域では、近世以来、割地慣行が存在し<sup>(59)</sup>、地租改正後も存続した<sup>(60)</sup>。この割地慣行について、地租改正の際の政府の公的理解は、次の通りである<sup>(61)</sup>。

全管内旧石高七拾四万五千石余、内旧高高山県管下高式万四千八百石余ノ外ハ前田家ノ所領<sup>旧大聖寺藩所管地ヲ含ムト雖トモ其制相同シ</sup>ニシテ段別ノ稱呼ナク、其慣行大凡廿年ヲ隔テ或ハ地所変換ノ節、一村毎ニ各其地ヲ丈量シ村民相会シテ地位ニ応シ合盛米ヲ極メ<sup>合盛ハ穀石トシ、然レトモ其額ハ小作人付米ニ宛ル大體ニ歩二二、三合乃至六、七合ニ至ル、地味ニヨリテ同シカラズ</sup>、各所有石高二応シテ抽籤・交換ス、其名寄歩数ト合盛米トヲ記スル簿冊ヲ名ケテ万歩帳ト云フ、(中略)而シテ万歩帳ハ里正<sup>田浦、十村ト稱ス</sup>ノ点検ヲ受ル耳ニシテ官ハ唯高ヲ詳ニシテ反別ハ不問ニ付ス、是ヲ以、新旧反別ノ増減ヲ比較スル能ハス、且其高モ田畑・宅地ノ區別無之、旧租モ亦然リ、今之ヲ區別スル能ハサルナリ

これは、石川県の改租事業を調査するため現地に派遣された地租改正事務局の官員が提出した「石川県出張復命書」の一節で、この報告が同局に承認され同県の改租が実施されている<sup>(62)</sup>。

加賀藩領―石川県域では、近世に成立した「切高仕法」<sup>(63)</sup>以来、割地を含む利益規制に従う限り、村―住民組織に所属しない者でも石高―地所を所持―所有し得た<sup>(64)</sup>。その限りでは、近世

の村や、それに由来する近代以後の住民組織がたとえ「実在的総合人」だと看做し得たとしても、それが閉鎖的な所有―利益主体として法的地位を確立していることに、ここでの割地慣行の実存条件を求めるわけにはいくまい。

前引の辞典の説明に即して言うならば、それは、①共同体構成員以外へも分割可能な所持―所有だが、②割地をはじめとする利益のあり方は共同体の規制を受けている。有体に言えば、「実在的総合人」による「総有」が、ここでの割地慣行を含む利益の法源とはなし難いと思われる。

このように、「総有」概念では、加賀藩領―石川県域の割地慣行を捉えきれないのである。けだし、そこでは利益の規範の方が所持―所有のそれに優越しており、主体を集団に求めつつも、あくまでも占取―占有ないし保有―所有の論理序列で対象を把握しようとする、「総有」論では、手に余るからである<sup>(65)</sup>。

これを要するに、「ゲルマン法」理論もまた、所有アプローチに立ち、所有を利益の法源と考える、近代所有権法の法理構制から脱し得ていくわけではないのである。

### (三) コモンズ論の登場

このように、土地問題の研究にあたって、たとえ「ゲルマン法」理論を構成―援用しようとも、所詮は所有アプローチの構制からは脱し得ず、考察の十全を期しがたいのである。かくして、今では、利益の面からのアプローチの模索が、各方面から開始されつつある。

理論的起点である労働所有説について、法学界内部から反省がなされている。加藤雅信は、所有と利益をめぐる国際的な社会的実態調査で得られた、その多様な様相への知見をふまえて、労働所有説の成立を利益の面から厳密に理解することを試みている

(66)。

また、杉島敬志は、人類学の立場から労働所有説に批判的な考察を加えている(67)。

歴史学界では、丹羽邦男が地租改正と、それが生み出した日本の近代的土地所有が孕む問題性を、利益の伝統的実存に対する破壊的作用に求める、先駆的な問題提起を行なっている(68)。

こうした動向の中で、「コモンズ」論を導入した本格的な研究が登場してくる。歴史研究の領域では、民俗学の立場から、菅豊が川の利益を理解する鍵として、「コモンズ」論の導入を試みているのが(69)、その本格的な研究の嚆矢と言えよう。

昔の研究にも通底している問題意識だが、「コモンズ」論導入の背景には、私的所有による利益のあり方やその制限が、地球環境の破壊という深刻な形で、人間の「集団的生存」を脅かす事態を惹き起こしつつある、という危機感が存在すると言ってよからう(70)。厄介なのは、自然破壊が今日の科学技術の水準で回復するは手に余るような水準にまで達している、あるいは、私的所有が壁となって、技術的に可能なものの実施を阻み、また科学技術の更なる発達や普及を阻害している、といった問題を現況が抱えていることである。

こうした隘路を突破する施策の政治的・法的・社会的な正当化の理論的根拠として、「コモンズ」論が提起されてきていると見られる。「コモンズ」論の導入に積極的な井上真は、それをめぐる内外の論議を次のように整理している(71)。

コモンズの定義に関してこれまでみられた立場は次の三つにまとめられる。①非所有制度(および非所有資源)をコモンズから除外し、共的所有制度(および所有資源)のみをコモンズと見なす。②本来コモンズとは非所有制度(および非所有資源)のことであり、共的所有制度(および地域所有資源)

をコミュニナルと呼ぶ。③非所有制度(および非所有資源)を「グローバル・コモンズ」、共的所有制度(および地域所有資源)を「ローカル・コモンズ」と呼ぶ。

その上で、井上は、自身の「コモンズ」論をこう展開する(72)。

私は、さまざまな議論をコモンズ論の土俵に上げたいと思っている。コモンズの狭い定義に執着して「それはコモンズではない」と議論から排除するよりも、生産的な議論への可能性が開けるとおもうからである。だから、非所有(オープン・アクセス)である資源も、いまや人間全体の共有財産として一定の規制をかける方向にある現状、すなわち非所有資源の地球共有資源化を考慮して、視野に入れておきたい。また、小規模な地域共有資源とグローバルな地球共有資源とは、実は入れ子状態に連続しているので(たとえば、字―村―県―国―地球)、同じコモンズという用語を充てて議論したい。だから、私は③の立場をベースとしてコモンズ論を展開したい。(中略)

以上より、ここではコモンズを「自然資源の共同管理制度、および共同管理の対象である資源そのもの」と定義する(図2〔省略〕)。資源の所有にはこだわらず、実質的な管理(利用を含む)が共同で行われることをコモンズである条件とする。

井上は、林学の立場から、森林の保護から地球環境の保全へと視野を広げ、「開発途上」地域における森林の利益に見られる集団性を、「コモンズ」として把握し、そうした利益のあり方を固定化し、そこに森林、さらには地球環境の保全契機の「発見」(≡創成)しようとしていると思われる。したがって、井上による「コモンズ」の定義は、「共用」(≡共同利用・管理)を前提とした所有アクセスの規制、換言すれば、私的所有を前提とした排他的≡非公

共的な用益の規制システムである、と言えよう。

もつとも、「コモンズ」論には、こうした地球環境の保全ないし回復という視点からのものとは別に、その技術的条件ともなる科学技術の発達や普及の法的条件として、それを考えようという立場もある。情報化・グローバル化・IT化といわれる産業技術の現況の下で、生産手段の知的財産化、知的所有とその法的保護の地球大規模での拡大が進みつつある。しかし、これが科学技術の発達や普及の障碍となつてもいると捉え、知的所有の領域に「コモンズ」を導入して、そこに所有アクセスを排除した「無所有領域」を設定し、開放的な用益を保障することで、それを解決し得るのではないかと考える「クリエイティブ・コモンズ」の見地がある(73)。

現在でも、国際法上の裏付けをもつ、公海・南極・宇宙などの「無所有領域」が現存している。もつとも、これらは、特定の国土となし得ないというだけで、私的所有の対象とはなし得ると強弁して、「月の土地」を売買する向きもあると伝えられているが、公法上の保障を欠く私的所有がどのように排他性を担保できるのか、という根本的な疑問を抱えていると言えよう。むしろ現実の問題は、排他的経済水域の設定に見られるように、既存の「無所有領域」が開発の進展に伴つて、所有アクセスとの角逐を不可避に抱え込まざるを得なくなつて来ている状況だろう。そうした動きの中に、地球環境の破壊へと連動する蓋然性の高いものもあることは確かだろう。

しかし、「コモンズ」を「無所有領域」の設定による開放的な用益の法的保障と一義的に捉えた場合、かならずそれが地球環境の保全ないし回復にとつて肯定的条件となるのか、という疑問が井上所論の前提にはあると思われる。井上にとつて、問題の核心は、あくまでも地球環境の保全ないし回復に繋がる、用益のあり

方ないし規制をどう担保し得るか、であろう。この見地に立てば、「クリエイティブ・コモンズ」論は、科学技術の発達や普及の保障という公共的な目的ないし機能の点では、「コモンズ」の一面を捉えてはいるものの、「無所有領域」の設定という方法の点では、依然として、所有アプローチの問題<sup>74</sup>、<sup>75</sup>を脱し得ていないことも、また確かだと思ふ。

地球環境の保全ないし回復という、今日の人類にとつて最も高い公共性を有する課題の一つの解決手段として「コモンズ」論を構築しようとする井上の立場は、所有アプローチではなく、用益アプローチのそれであることは明らかだろう。

#### まとめにかえて

ここでは、土地問題の研究をめぐる方法的軌跡に若干の批判的考察を加え、また地球環境や知的財産権といった今日的課題との関わりで提起されている「コモンズ」論を一瞥して、従来の所有アプローチ一辺倒から用益アプローチへも留意する必要があるのではないかと、という問題提起を試みた。

もちろん、筆者の関心は、幕末維新时期に発起する近代日本の土地問題に関する歴史的研究に限局されたものである。そこにおいて、所有と用益の二つアプローチを併用する複眼的な方法的視座に立つことが、研究を進展させる上で有効性があり得るのではなかろうかと考えている。そうした発想を抱くに至った直截的契機は、加賀藩領―石川県域の割地慣行の研究であり、またそれに先行する近代日本地方制度形成期の住民組織の研究がその前哨をなしていることを付言しておきたい。

(1) 拙著『明治国家と近代的土地所有』同成社、二〇〇七年四月を

- 参照。
- (2) 大塚久雄『共同体の基礎理論』岩波現代文庫、二〇〇〇年一月、一二〜一三頁を参照。
- (3) G・W・F・ヘーゲル「法哲学 自然法と国家学の要綱」下巻『ヘーゲル全集』9b、岩波書店、二〇〇二年二月、三五九頁を参照。
- (4) K・マルクス「経済学批判」『マルクスイェンゲルス全集』第一三巻、大月書店、一九六四年七月所収、「序言」、六頁を参照。
- (5) A・スミス『国富論』(一)、岩波文庫、二〇〇〇年五月、二五四頁。
- (6) D・リカード『経済学および課税の原理』上巻、岩波文庫、一九八七年五月、一〇五〜一〇六頁。
- (7) マルクス『資本論草稿集』⑥、大月書店、一九八一年一月、一七九頁。
- (8) 同上、二三〇頁。
- (9) 同上、二〇五頁。
- (10) 同上、三四七頁。
- (11) 拙著『日本の近代的土地所有』弘文堂、二〇〇一年七月、一七七〜一八三頁を参照。
- (12) N・レーニン「一九〇五―一九〇七年の第一次ロシア革命における社会民主党の農業綱領」『レーニン全集』第一三巻、大月書店、一九六四年一〇月所収、二七〇頁。
- (13) 同上、二九六〜二九八頁。
- (14) 同上、二九九頁。
- (15) 同上、三五七頁。
- (16) 同上、四三六頁。
- (17) 同上、四四二〜三頁を参照。
- (18) 同上、四四二頁。
- (19) レーニン「わが国におけるプロレタリアートの任務（プロレタリア党の政綱草案）」『レーニン全集』第二四巻、一九六四年一〇月所収、五五頁。
- (20) レーニン「労働者・兵士ソヴェト第二回全ロシア大会」『レーニン全集』第二六巻、一九六四年一〇月所収、二五九頁。
- (21) レーニン「勤労被搾取人民の権利の宣言」（同上所収）、四三三頁。
- (22) レーニン「憲法制定議会の解散についての布告草案」（同上所収）、四四五頁。
- (23) 大月書店編集部編『マルクスイェンゲルス略年譜』大月書店、一九七五年四月、一〇三〜四四二頁。
- (24) マルクス「土地の国有化について」『マルクスイェンゲルス全集』第一八巻、一九六七年四月所収、五二〜五三頁。
- (25) 拙稿「一九世紀の革命的遺産―現代革命論研究序説（その一）―」『歴史と教育の試み』第四号、一九八八年三月所載、五一〜五五頁を参照。
- (26) 前掲「土地国有化」論文、五三頁。
- (27) 土地私有の廃止を農業経営の規模拡大と結びつけて提起する見地は、レーニンの『農業綱領』にも見られ、そこでの政策基調ともなっている。ここでは、まず地主的土地所有の廃止が、資本主義の下での生産力の急激な発展を約束するものとして、次のように提起されている（前掲『農業綱領』、二五一頁）。
- 農民の土地闘争は、なによりもまず、そしてなにもまして、これらの巨大土地所有を廃止するための闘争である。これを廃止して農民の手にうつすことは、疑いもなく、ロシア農業の資本主義的進化的線にそうものである。この進化的のこのよな道は、生産力のもっとも急激な発展、住民大衆にとってもっとも良い労働条件、自由な農民が農業企業家に転化するもとのもっとも急速な資本主義の発展を意味するであろう。
- ついで、前述したように、共同体の所有する土地を農民に分与して小規模な農業経営を転回させていた分与地的土地所有の廃止も、それが「資本主義的諸条件に適合した自由な農民経営をつくり出す条件である」（同上、二八一頁）との見地から提起さ



れ、両者を併せて「土地の全面的国有化」という方針が組み立てられているのである。

- (30) 前掲「土地国有化」論文、五三〇～五三四頁。  
 (31) 前掲『農業綱領』、三二七頁。  
 (32) 前掲「土地国有化」論文、五四〇～五五頁。  
 (33) 同上、五五頁。  
 (34) 前掲『農業綱領』、三二四～三二七頁を参照。  
 (35) 前掲「土地国有化」論文、五四頁。  
 (36) (37) 同上、五五頁。  
 (38) B・A・ヴィノグラドフ『労働者統制の理論と歴史』大月書店、一九七四年五月を参照。  
 (39) レーニン「貧農に訴える」(『レーニン全集』第六卷、一九六四年一〇月所収)、三九一頁。  
 (40) ロシア革命とソビエト国家の実態については、E・H・カー『ロシア革命 レーニンからスターリンへ』、一九一七—一九二九年』岩波書店、一九七九年三月、R・サーヴィス『ロシア革命 一九〇〇—一九二七』岩波書店、二〇〇五年六月、G・ギル『スターリニズム』岩波書店、二〇〇四年一月を参照。  
 (41) 前掲レーニン「貧農に訴える」、三九五～三九七頁を参照。  
 (42) M・ヴェーバー「職業としての政治」(同『政治論集』2、みず書房、一九八二年二月所収)、五六一頁。  
 (43) 同上、五八〇頁。  
 (44) 拙稿「マックス・ヴェーバーと社会科学の方法」(神奈川県立清水ヶ丘高等学校社会科紀要『文紳』第三号、一九八二年七月)を参照。  
 (45) 近代的所有権法の古典的な法理論整理は、末川博『占有と所有』法律文化社、一九六二年二月を参照。  
 (46) 田村理『フランス革命と財産権—財産権の「神聖不可侵」と自然権思想—』創文社、一九九七年二月を参照。  
 (47) 原子論的人間—社会観については、出口勇蔵『経済学と歴史認識』ミネルヴァ書房、一九六八年四月(初版は一九四三年八

月)、同『ヴェーバーの経済学方法論』ミネルヴァ書房、一九六四年九月、同『現代の経済学史』ミネルヴァ書房、一九六八年七月を参照。

- (48) 原子論的人間—社会観は、「個体的生命の集団的生存」という人間の存在様式のうち、「個体的生命」に理論構成の論理的起点をおいているが、そこには、「集団的生存」と連関に配慮した、マルクスの「類的存在」(同「一八四四年の経済学・哲学手稿」『マルクス・エンゲルス全集』第四〇巻、一九七五年三月所収)、四三五～四三八頁を参照)や「社会諸関係の総体」(同「フオイエルバッハにかんするテーゼ」『マルクス・エンゲルス全集』第三卷、一九六三年四月所収)、四頁を参照)、またマルクスの後者の見地に示唆を得た和辻哲郎の「間柄的存在」(同『人間の学としての倫理学』岩波文庫・二〇〇七年六月、同『倫理学』(一)～(四)岩波文庫・二〇〇七年一月～四月を参照)といった理解に見られるような視点は欠落している。  
 なお、この問題でのマルクスの見地については、前掲拙稿「一九世紀の革命的遺産—現代革命論研究序説(その一)—」、三〇～三二頁を参照。  
 (49) ドイツ法学界における「ゲルマン法」原理の定立については、平野義太郎『民法に於けるローマ思想とゲルマン思想』有斐閣、一九二四年七月、また、その日本法学界への導入については拙稿「地方史と歴史学をめぐって」(『地方史研究』第二〇〇号、一九八六年四月)を参照。  
 なお、現代のドイツ法学界における「ゲルマン法」理論の位相については、K・クレッシェル『ゲルマン法の虚像と実像—ドイツ法史の新しい道』創文社、一九八九年六月を参照。  
 (50) 中田薫『越後国割地制度』(同『法制史論集』第二卷、岩波書店、一九三八年二月所収、第十一)を参照。なお、越後国の割地慣行についての包括的な研究は、石井清吉『新潟県に於ける割地制度』私家版、一九二九年六月を参照。  
 (51) 中田「明治初年の入会権」(前掲同『法制史論集』第二卷所収、

- 第十二)、同「徳川時代に於ける村の人格」(同上、付録第五)、同「明治初年に於ける村の人格」(同上、付録第六)を参照。
- (52) 石田文次郎『土地総有権史論』岩波書店・一九二七年九月、同『ギールケの団体法論』ロゴス書院・一九二九年二月、同『オート・ギールケ』三省堂・一九三五年一月を参照。
- なお、現代の解釈法学における入会慣行理解については、中尾英俊『入会林野の法律問題』新版、勁草書房、一九八四年六月を参照。
- (53) 我妻栄・横田喜三郎・宮沢俊義編『岩波法律学小辞典』岩波書店、一九三七年一月、「総有」の項、六九四頁。
- なお、「総有」概念の理解をめぐる法学界内外における論議の経緯と現状については、菅豊「平準化システムとしての新しい総有論の試み」(寺嶋秀明「平等と不平等をめぐる人類学的研究」ナカニシヤ出版、二〇〇四年四月所収)を参照。
- (54) 「住民組織」という歴史概念については、拙稿「地方改良運動期に住民組織と神社——石川県の事例から——」(『金沢大学日本海域研究所報告』第三六号、二〇〇五年三月)、一八〜一九頁を参照。
- (55) 戒能通孝『入会の研究』日本評論社、一九四三年九月、また同「所持と所有」(同『入会の研究』一粒社、一九五八年三月、補論)を参照。
- (56) 住民組織の共有財産については、北條浩『部落・部落有財産と近代化』御茶の水書房、二〇〇二年二月を参照。
- (57) 「町村制町村」という歴史概念については、拙著『地租改正と地方制度』山川出版社・一九九三年一〇月・第二編「地方制度」、また拙稿「近代日本における地域社会と地方制度」(金沢大学大学院社会環境科学研究科編『国際情報化時代における「中央—地方」関係の総合的研究』同、一九九七年三月所収)を参照。
- (58) 近世の村を「実在的総合人」と捉える中田所説については、かつて、前出のクレッシェルがギールケらの「ゲルマン法」理論を近代ドイツ特有の法意識の遡及的投影と見ている(前掲『ゲルマン法の虚像と実像——ドイツ法史の新しい道』を参照)ことをふまえ、その吟味の必要を提起しておいた(前掲拙著『地租改正と地方制度』二二三頁を参照)。
- (59) 加賀藩領の割地慣行については、拙稿「幕末期の加賀藩領における割地慣行」(『金沢大学教育学部紀要』人文科学・社会科学編、第五四号、二〇〇五年二月)を参照。
- (60) 地租改正後の石川県域における割地慣行の存続については、前掲拙著『日本の近代的土地所有』第六章「石川県の割地慣行」を参照。
- (61) 地租改正資料刊行会編『明治初年地租改正基礎資料』改訂版、上巻、有斐閣、一九七一年二月、六九七頁。
- (62) 拙稿「石川県の地租改正——加賀・能登両国を中心に——」(『加能地域史』第四五号、二〇〇七年五月)を参照。
- (63) 加賀藩の「切高仕法」については、小田吉之文「加賀藩農政史考」国書刊行会・一九七七年六月(初版は一九二九年二月)、第四編二ホ「切高仕法」、また、若林喜三郎「加賀藩農政史の研究」上巻・吉川弘文館・一九七〇年三月・第三編第三章第三節「切高仕法とその意義」を参照。
- (64) 拙稿「近代的土地所有と住民組織——石川県の事例から——」(『京浜歴史研年報』第一七号、二〇〇三年一月)を参照。
- (65) 現存している割地慣行で、「総有」と認められるものもある。近世の琉球では、「地割」と呼ばれる割慣行が存在したが(宮城栄昌『琉球の歴史』吉川弘文館、一九七七年一二月、一五七〜一五九頁を参照)、沖縄県南城市宇久高<sup>6)</sup>では、現在でもそれが行なわれている。「久高島土地憲章」では、前文でこう宣言している。
- 久高島の土地は、国有地などの一部を除いて、従来宇久高の総有に属し、字民はこれら父祖伝来の土地について使用収益の権利を享有して現在に至っている。
- そして、第一条で土地の用益者を次のように定めている。

土地の利用権を享受できる字民とは、以下の者である。

①先祖代々字民として認められた者およびその配偶者。

②字外出身の者で現在字に定住し、土地管理委員会および字会が利用権を承認する者。

要するに、住民組織の構成員以外の利益は認められないのである。したがって、この久高島の事例は、住民組織が閉鎖的な所有—利益主体として法的地位を確立していることに割地慣行の実存条件があると見られるので、ここでの土地所有のあり方を「総有」と捉えて差し支えなからう。しかし、この事例をもって、近世の琉球でのものをも含め、割地慣行全体を遡及的に理解することには慎重であらねばなるまい。

(66) 加藤雅信『所有権』三省堂、二〇〇一年二月を参照。

(67) 杉島敬志「土地・身体・文化の所有」(同編『土地所有の政治史——人類学的視点』風響社、一九九九年二月所収、序論)を参照。なお、この杉下論文については山田奨治の教示による。記して謝意を表したい。

(68) 丹羽邦男『土地問題の起源 村と自然と明治維新』平凡社、一九八九年八月を参照。

もつとも、丹羽の研究に方法的示唆を与えたと思われる歴史学界での動きとして、網野善彦による「無主」の土地ないし世界に対する注意の喚起があることは(同『無縁・公界・楽 日本中世の自由と平和』平凡社、一九七八年六月を参照)、指摘しておかねばなるまい。

(69) 普豊『川は誰のものか 人と環境の民俗学』吉川弘文館、二〇〇六年一月を参照。

(70) 井上真『コモンズ思想を求めて カリマンタンの盛りで考える』岩波書店、二〇〇四年一月を参照。

(71) 井上真「自然資源の共同管理制度としてのコモンズ」(同・宮内泰介編『コモンズの社会学 森・川・海の資源共同管理を考える』シリーズ環境社会学2、新曜社、二〇〇一年三月所収、序章)、一〇頁。

(72) 同上、一〇〜一一頁。

(73) クリエイティブ・コモンズ・ジャパン編『クリエイティブ・コモンズ デジタル時代の知的財産権』N T T出版、二〇〇五年三月を参照。

(付記) 小稿において論及した「コモンズ」論については、国際日本文化研究センターの「文化の所有と拡散」研究プロジェクトに参加させていただき、主宰者の山田奨治氏をはじめとする共同研究参加者諸氏のご教示のよるところが大きい。記して謝意を表したい。

(二〇〇七年九月三〇日稿了)